

越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、再生資源物の屋外における適正な保管について必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源物 使用を終了し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）として収集された金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、コンクリート、陶磁器その他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第121条の規定により当該廃棄物とみなすものを含む。）及び法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器に該当するものを除く。
- (2) 屋外 建物（屋根、周壁及び床又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物をいう。）の外をいう。
- (3) 屋外保管 業として再生資源物の取引を行うため屋外において再生資源物の保管（再生資源物の破碎、選別、積替えその他の作業を含む。）をすることをいう。

- (4) 屋外保管事業場 屋外保管を行う場所をいう。
- (5) 事業計画者 第8条第1項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を受けようとする者をいう。
- (6) 屋外保管事業者 屋外保管を行う者をいう。

(屋外保管事業者等の責務)

第3条 屋外保管事業者は、この条例の規定により適正な屋外保管をするほか、法令等に従って当該屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならない。

2 屋外保管事業場を設置しようとする者は、屋外保管事業場の用に供するものとして土地を譲り受け、又は使用しようとするときは、その旨を土地の所有者に説明しなければならない。

3 屋外保管事業者は、自己の管理する屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならぬ。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、屋外保管事業場の用に供するものとして当該土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであることを確認しなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地に設置された屋外保管事業場に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならぬ。

(市の責務)

第5条 市は、この条例の目的を達成するため、屋外保管事業者に対し、適正な屋外保管を行うよう必要な指導又は助言を行うとともに、関係機関と連携し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業計画者は、屋外保管事業場の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（説明会の開催等）

第7条 前条の規定による協議が終了した事業計画者は、規則で定めるところにより、当該協議に係る屋外保管事業場の敷地境界線から200メートル以内の範囲に居住する者その他規則で定める者（以下「周辺住民等」という。）に対し、事業計画の概要その他規則で定める事項（以下「周知事項」という。）について周知を図るために説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、事業計画者は、周辺住民等に対し、周知事項について周知を図るために市長が適当と認める措置を講ずることをもって、同項の規定による説明会の開催に代えることができる。

3 事業計画者は、第1項の説明会を開催したときは当該説明会の概要を、前項の規定による措置を講じたときは当該措置を講じた旨を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

（屋外保管事業場の設置の許可）

第8条 屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、設置する屋外保管事業場ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 屋外保管以外の事業を本来の業務として行う者が、当該業務を行う事業場において当該業務に付随して屋外保管を一時的に行う場合

(2) 当該屋外保管事業場が、使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定による解体業の許可又は同法第67条第1項の規定による破碎業の許可を受けた者のそれぞれ当該許可に係る事業所に該当する場合

- 2 前項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年とし、同項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(許可の基準等)

第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第2項の更新の場合にあっては、第1号から第4号まで）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 次条に規定する立地基準、第11条に規定する構造基準及び第16条に規定する保管基準に適合するものであること。
- (2) 設置する屋外保管事業場に明らかな法令違反がないこと。
- (3) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により、屋外保管の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- エ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し

たことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第15条第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号若しくは法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）又はこの条例第15条第1項第3号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあっては、越谷市行政手続条例（平成10年条例第34号）第15条の規定による通知。以下この号において同じ。）があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第41条第2項又はこの条例第15条第1項若しくは第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。キにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第12条第3項の規定による屋外保管の廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出又はこの条例第12条第3項の規定による屋外保管の廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第14条第2項の規定により屋外保管事業場の使用の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

ケ 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認め

るに足りる相当の理由がある者

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者

サ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからコまでのいずれかに該当するもの

シ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからコまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 個人で規則で定める使用人のうちにアからコまでのいずれかに該当する者のあるもの

セ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(4) 当該申請に係る屋外保管事業場において、屋外保管を適正に管理するための現場責任者を置くものであること。

(5) 申請者が、当該申請に係る屋外保管事業場について、第7条第3項の規定による報告をしていること。

2 前条第1項の許可には、市民生活の安全又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

3 前条第1項の許可を受けた者（以下「屋外保管許可事業者」という。）は、当該許可に係る屋外保管事業場の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を受け、当該屋外保管事業場が次条に規定する立地基準、第11条に規定する構造基準及び第16条に規定する保管基準に適合していると認められた後でなければ、当該屋外保管事業場に屋外保管をしてはならない。

（屋外保管事業場の立地基準）

第10条 屋外保管事業場（第8条第1項の許可を要するものに限る。）

の場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の敷地境界線から住宅等（住宅、学校、病院、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設及びこれらに類するものであり、これらの敷地を含む。以下同じ。）までの距離が100メートル以上であること。ただし、第6条の規定による協議を開始した後に当該協議に係る屋外保管事業場の敷地境界線から100メートル未満に住宅等が設置された場合は、この限りでない。
- (2) 屋外保管事業場の敷地が、規則で定める方法により、幅員4メートル以上の公道に接していること。ただし、その周囲の状況により、交通及び安全に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 屋外保管事業場の場所の土地の地形、地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないものであること。

（屋外保管事業場の構造基準）

第11条 屋外保管事業場（第8条第1項の許可を要するものに限る。）

の構造は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の敷地に、周辺への騒音及び火災発生時の延焼の抑制、歩行者の安全確保等を図るために囲いを設けること。この場合において、当該囲いは、規則で定めるところにより、当該屋外保管事業場における屋外保管の状況を容易に確認できるものとすること。
- (2) 屋外保管事業場の敷地境界線と前号の囲いとの間に、1.5メートル以上の緑地帯を設けること。
- (3) 第1号の囲いの内側の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (4) 排水を放流する場合は、その水質を市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備及びこれに接続する排水溝その他の設備を設けること。

(変更の許可等)

第12条 屋外保管許可事業者は、当該許可に係る事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならぬ。ただし、一部の種類の再生資源物の屋外保管を止めたとき又はその変更が規則で定める軽微な変更であるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

2 第6条、第7条及び第9条の規定は、前項本文の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「事業計画者」とあるのは「屋外保管許可事業者」と、第6条中「設置に関する計画」とあるのは「変更に関する計画」と、第9条中「前条第1項の許可」とあるのは「第12条第1項本文に規定する変更の許可」と、「次の各号（同条第2項の更新の場合にあっては、第1号から第4号まで）」とあるのは「次の各号」と、「同条第1項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

3 屋外保管許可事業者は、屋外保管を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可を受けた者以外の屋外保管の禁止)

第13条 屋外保管許可事業者は、第8条第1項の許可を受けた屋外保管事業場において、当該屋外保管許可事業者以外の者に屋外保管をさせてはならない。

(屋外保管許可事業者に対する勧告及び命令)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 当該許可に係る屋外保管事業場が第10条に規定する立地基準、第11条に規定する構造基準又は第16条に規定する保管基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第9条第2項（第12条第2項において読み替えて準用する場合を

含む。) の規定により許可に付された条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管許可事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、屋外保管事業場が第10条に規定する立地基準、第11条に規定する構造基準又は第16条に規定する保管基準に適合しなくなつたと認める場合において、市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、当該屋外保管許可事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第15条 市長は、屋外保管許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 第9条第1項第3号ウ、エ(法第25条から第27条までの規定に係る部分若しくは法第32条第1項(法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、刑に処せられたことによる場合に限る。次号において同じ。)、ケ、コ又はセのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第9条第1項第3号サからスまで(同号ウ、エ、ケ又はコに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第9条第1項第3号サからスまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第9条第1項第3号アからキまで又はサからスまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)。

(5) 前条第2項若しくは第3項又は第22条第2項の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第8条第1項の許可若しくは同条第2項の更新又は第12条第1項本文の変更の許可を受けたとき。

2 市長は、屋外保管許可事業者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

3 前2項の規定により屋外保管事業場の設置の許可を取り消された者（次項において「旧屋外保管許可事業者」という。）は、当該取消しに係る屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて市長の確認を受け、遅滞なく、廃止しなければならない。

4 旧屋外保管許可事業者は、前項の屋外保管事業場を廃止するまでの間、当該屋外保管事業場について、前条（同条の規定に係る罰則を含む。）及び第21条の規定の適用を受ける。

（屋外保管事業場の保管基準）

第16条 屋外保管事業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。ただし、屋外保管に係る再生資源物が越谷市火災予防条例（昭和37年条例第16号）第33条第1項に規定する指定可燃物である場合は、この限りでない。

(1) 屋外保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 屋外保管の場所（屋外保管事業場内において、再生資源物を保管するための用に供する区画をいう。以下同じ。）の周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、屋外保管事業場の敷地の外部から見やすい箇所に、屋外保管事業場である旨その他屋外保管事業場に關し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。ただし、第8条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

(2) 屋外保管の場所から再生資源物が崩落し、及び飛散し、並びに当該

屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように、並びに悪臭が発散しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 屋外保管をする再生資源物の荷重が、前号アの囲いに直接かかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。

イ 容器を用いずに屋外保管をする場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

ウ 屋外保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続する排水溝その他の設備を設けること。

エ その他規則で定める措置

(3) 屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するため、規則で定める措置を講ずること。

(4) 屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

(5) 屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう必要な措置を講ずること。

(記録の作成等)

第17条 屋外保管事業者は、再生資源物を受け取り、又は引き渡したときは、当該屋外保管事業場ごとに、次に掲げる事項に関する記録を作成し、その取引の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 再生資源物の取引の年月日及び取引先
- (2) 取引先ごとの再生資源物の品目及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(報告の徴収)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外保管事業者及び事業活動に伴い再生資源物を排出する者、再生資源物の運搬を行う者その他の関係人に対し、再生資源物の屋外保管に関し、期限を定めて、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外保管事業場、屋外保管事業者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(屋外保管許可事業者以外の屋外保管事業者に対する勧告及び命令)

第20条 市長は、第10条に規定する立地基準、第11条に規定する構造基準又は第16条に規定する保管基準に適合しない屋外保管により、市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるときは、屋外保管事業者（屋外保管許可事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の勧告を受けた屋外保管事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずることができる。

- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第16条に規定する保管基準に

適合しない屋外保管により市民生活の安全又は生活環境の保全上支障が生じていると認めるときは、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第21条 市長は、第14条第2項若しくは第3項の命令を受けた屋外保管許可事業者又は前条第2項若しくは第3項の命令を受けた屋外保管事業者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかつたときは、規則で定めることにより、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 屋外保管事業場の所在地
- (3) 当該命令の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(事故時の措置)

第22条 屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災又は事故により市民生活の安全及び生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに当該事故の状況及び当該措置の概要を市長に届け出なければならない。

2 市長は、屋外保管事業者が前項の措置を講じていないと認めるときは、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(許可等に関する意見聴取)

第23条 市長は、第8条第1項の許可又は同条第2項の更新をしようとするときその他必要があると認めるときは、第9条第1項第3号コからセまでのいずれかに該当する事由（同号サからスまでのいずれかに該当

する事由にあっては、同号コに係るものに限る。次項において同じ。) の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第15条第1項の規定により許可を取り消そうとするときは、第9条第1項第3号コからセまでのいずれかに該当する事由の有無について、埼玉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(関係行政機関等への照会等)

第24条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第25条 第8条第1項の許可若しくは同条第2項の更新又は第12条第1項本文の変更の許可を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(1) 第8条第1項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の申請に対する審査 1件につき 53,000円

(2) 第8条第2項の規定に基づく屋外保管事業場の設置の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 49,000円

(3) 第12条第1項本文の規定に基づく屋外保管事業場の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 44,000円

2. 前項に定めるもののほか、手数料の徴収方法等については、越谷市手数料条例（平成12年条例第8号）の定めるところによる。

(適用除外)

第26条 この条例の規定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第13条の2第1号に定める廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定（以下この条において「許可等」という。）を受けた者が当該許可等に係る事業場において屋外保管を行

う場合及び国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合には、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して、許可を受けずに屋外保管事業場を設置し、又は屋外保管をした者
- (2) 第12条第1項本文の規定に違反して、許可を受けずに屋外保管許可事業者の許可に係る事項の変更（同項ただし書に該当するものを除く。）をした者
- (3) 不正の手段により第8条第1項の許可若しくは同条第2項の更新又は第12条第1項本文の変更の許可を受けた者
- (4) 第14条第2項若しくは第3項、第20条第2項若しくは第3項又は第22条第2項の規定による命令に違反した者

第29条 第9条第3項（第12条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条に規定する立地基準、第11条に規定する構造基準及び第16条に規定する保管基準に適合していると認められる前に、当該屋外保管事業場において屋外保管をした者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項ただし書又は同条第3項の規定に違反して、虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定に違反して、定められた期限内に報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第28条から第31条までの規定は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する屋外保管事業場（以下「既存屋外保管事業場」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に設置されたものとみなす。

3 既存屋外保管事業場については、第9条第3項、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

4 既存屋外保管事業場については、第16条の規定は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に屋外保管を行っている者（第8条第1項各号に掲げる場合に該当するものを除く。以下「従前の屋外保管事業者」という。）は、施行日から起算して3月を経過する日までの間に従前の屋外保管事業者である旨を市長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出をした従前の屋外保管事業者は、当該既存屋外保管事業場について、施行日から起算して6月を経過する日までの間に、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をした従前の屋外保管事業者は、その届出に係

る既存屋外保管事業場について、施行日に第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

8 従前の屋外保管事業者は、当該既存屋外保管事業場について、施行日から起算して6月を経過する日までの間に、周辺住民等に対し、周知事項について周知を図るために必要な規則で定める措置を講じなければならない。